

島根地方最低賃金審議会
島根県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会
第2回会議 議事録

- 1 日 時 令和7年10月15日（木）午後1時52分～午後4時35分
- 2 場 所 島根労働局専用大会議室
- 3 出 席 者 公益代表委員 出席3名 定数3名
労働者代表委員 出席3名 定数3名
使用者代表委員 出席3名 定数3名
- 4 主要議題 ○最低賃金基礎調査結果（各業種部分）について
○設定様式について
○金額審議

【部会長】 ただいまから、令和7年度島根県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会第2回会議を開会します。

部会長の小田川でございます。よろしくお願ひします。

それでは、まず事務局は本日の配付資料の確認をしてください。

【係 長】 皆様にお配りしております資料につきまして、ご確認をお願いします。

まず、会議次第が1枚、会議資料として赤いインデックスナンバー1からナンバー3を綴じたものをお配りしています。

まず、資料ナンバー1が2枚もので、設定様式、資料ナンバー2が1枚もので、令和6年度特定最低賃金改定状況（電気）、資料ナンバー3も2枚もので、島根県最低賃金及び島根県の特定最低賃金の年次別推移です。

その他参考資料として机上に置かせていただいている資料が5種類、それから労側委員さんもご用意された資料を既にお配りいただいているが、これを合わせると6種類となります。5種類の資料のご説明をしますと、まず、黄色いリーフレットを置いております。こちらが島根県の最低賃金額の周知用リーフレット、今年はタレントの近藤春奈さんを起用したデザイン

になっています。それから 2 点目 3 点目としまして、令和 7 年最低賃金に関する基礎調査結果報告書とその参考資料について差し替えがございましたので、本日お配りしております。これらは 9 月 22 日の合同会議でお配りした部会別の資料青いインデックスの資料のナンバー 2、ナンバー 3 それぞれの全体資料の差し替えになっております。参考資料と書いていない方、厚い方の資料がインデックスナンバー 2 の差し替えになりまして、参考資料と表紙に書いてあります方がインデックスナンバー 3 の差し替えになりますので、お手数をおかけいたしますが、差し替えのご対応をお願いいたします。

4 点目が、表裏縦の 1 枚もので、「賃金未満率・影響率に係るサンプル数・復元後労働者数（電気）」の 1 円刻みの表をお配りしています。

最後 5 点目ですが、令和 7 年賃金改定状況調査結果でございまして、本審の委員の方には重複する資料となります。こちらの特賃の専門部会で改めでお配りしているものです。

資料は以上となります。

(資料確認)

【部会長】 よろしいでしょうか。

事務局から委員の出席状況と公開状況について、報告してください。

【係長】 本日は、委員の皆様全員のご出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項の規定により、本日の会議は定足数を満たしており、有効に成立しますことをご報告いたします。

また、本日の会議の公開につきましては、本庁舎の掲示板及び島根労働局ホームページに掲示いたしましたが、傍聴の申込みがありませんでしたので、併せてご報告します。

【部会長】 傍聴人はいらっしゃいませんが、本日の会議及び議事録は公開しております。

9 月 22 日開催の専門部会合同会議において決定しておりますとおり、個

人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、専門部会運営規程第5条第1項但し書きにより、それ以降の会議は非公開の扱いとなりますが、会議を非公開とする部分は議事録も専門部会運営規程第6条2項により非公開、同条第3項により議事要旨を公開することとします。

【部会長】 それでは、議事次第に入ります。

事務局は、会議次第2の最低賃金に関する基礎調査結果、各業種部分について、前回の合同会議では共通部分の説明でしたので、各論部分を説明してください。

【係長】 それでは、私から、今年度行いました、島根県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業、以下、電気と言いますが、電気に係る基礎調査結果についての主な点についてご説明いたします。

調査結果の詳細につきましては、本日お配りしました差し替え版の「令和7年最低賃金に関する基礎調査結果報告書」をご覧ください。まずはこちらによりご説明いたします。

最初に資料の3ページ第2表をご覧ください。設定しております「電気」の適用業種につきまして、事業所数及び労働者数を見てみると、3ページ第2表の下のところに（参考）として記載しておりますとおり「70事業所で8, 152人」となっております。

このうち、今回調査を行った事業場数及び労働者数は、資料同じく3ページの下部分の第3表のとおり、事業所規模が99人以下のところで、57事業所に調査票を発送し、46事業所から回答がありました。この46事業所において集計を行い、その調査結果を取りまとめております。

次に、賃金の分布をみていきたいと思います。

資料7ページをご覧いただきますと、図1として調査対象の全産業の合計についての賃金分布を横向きの棒グラフにしたものがございます。

こちらをご覧いただきますと、時間換算1, 100円以上の割合は、62.

5 %となっており、1, 100円未満は、37.5 %となっています。

次に資料の11ページをご覧ください。図2として横向きの棒グラフがございますが、こちらは、「電気」についての賃金分布となっております。

こちらをご覧いただきますと、時間額1, 100円以上の割合は、58.1 %で、1, 100円未満は41.9 %となっています。1, 100円以上の割合を見ると、全産業に比べて電機は低いように思われますが、資料27ページ第25表をご覧いただくと、特性値の第1・20分位数、10分位数、4分位数いずれも、上段の調査産業計と比べると、下段の電気の方がやや高い傾向にあることが読み取れます。

いっぽう、特性値の表の中位数のところを見ていただくと、調査産業計では、1, 203円に対して、電機では、1, 150円となっており、この中位数を見ると電気の賃金分布は全産業と比べればわずかですが低くなっています。このように、それぞれの第一分位数では調査産業計を上回っているものの、中位数では調査産業計を下回っているという分布になっており、全産業に比べると、980～1, 150円あたりに分布が集まっている傾向が読み取れます。

続きまして、資料の28ページをご覧いただきますと、こちらでは、第26表として「平均賃金額及び労働時間数」について、全体の調査産業計と「電気」の状況を表しております。

中の数字を見てみると、月1人当たり労働時間数は、対前年比マイナス3.0 %となっていますが、時間当たりの平均賃金額は、対前年比プラス2.9 %となっています。

このような状況、傾向が資料から把握されますが、そのほか、9月22日に開催しました合同部会でお配りした部会別資料の青いインデックスナンバー3の終わりに、参考資料3として「賃金分布表及び最低賃金引上げ額・率と影響率の関係表」をつけていますが、この表の基となります実数値、サンプル数につきましては、本日配付の資料の中に参考資料としてお配りしています。詳細につきましては、現在、電気の特定最低賃金額は987円ですが、今回の調査において、その特定最低賃金を下回る、未満者のサンプル件数としては、63人、事業場数は11事業場となっています。内訳としては、男

性が 11 人で女性が 52 人で、女性が圧倒的に多くなっています。年齢は 20 代から 60 代まで様々です。給与形態は、月給が 24 人、時間給が 39 人となっています。このうち月給者については、月給を単純に時間換算したため最賃割れとなってしまった方が相当程度おられるのではないかと考えられます。具体的には、月給者の方については、月給額は概ね 17~18 万円台ですが、この基礎調査は、6 月分賃金の調査を行っていますので、6 月は祝祭日もなく、他の月に比べて所定労働日数が多いために、6 月の出勤日数の平均は約 22.6 日と、出勤日数が多い傾向が伺えます。このこともあり、月の労働時間の平均が 179.5 時間となっています。月給 17 万円台の方であれば、労働時間が 1 時間、違えば、時給換算した額は 5~6 円程度の差になりますので、未満者の中には平均すれば最賃以上となる方も相当程度おられると考えられます。

時間給の未満者 39 人については、すべて島根県最賃の 962 円以上ではありますので、おそらく特定最賃が適用になる事業場とは思っておられない可能性もあります。基礎調査結果の説明については以上となります。

また、本日の会費資料としまして、赤のインデックスナンバー 2 になりますが、こちらに令和 6 年度における全国での電気の特定最賃の改定状況もお付けしておりますので、ご審議のご参考としていただければと思います。

以上で私からの説明を終わります。

【部会長】 前回の共通部分の説明も含めて、何か質問はありますか。

【多久和委員】 昨年、そういった意味では、未満率について話が出てですね、当局側の方で何らかの地賃での時間給でですね、働いていらっしゃる方が一定数おられるという話がありましたけども、その際に、周知をするために何らかの書類を、例えば事業所に送られたりだとか、周知活動というような観点で動きを取られるというような話もあったかと思うんですが、この 1 年の間に何らかの対応をされたのか、そこら辺を伺えたらと思います。

【係長】 あくまで最低賃金を下回ってますよみたいなダイレクトなメッセージという

趣旨ではありませんが、特賃の対象になる事業所あてにご案内の書類をお送りしたという経緯があったというふうに理解しております。

【多久和委員】 何らかの周知という形で行われるということでお伺いしていたものですから。

昨年と単純に金額が違うのであれなんですが、未満率としたら昨年よりも改善しているといいますか、減っているというふうに認識しておりますので、何らかの対応をされたことがいくらか効果があったのかなと見て取れたので、ちょっとその確認をさせていただきました。以上です。

【部会長】 ほかにございませんでしたか。

(なし)

【部会長】 それでは、事務局は、会議次第3の設定様式について説明してください。

【室長】 お配りしました資料ナンバー1をご覧ください。

設定様式は、最低賃金の適用範囲等を設定するものです。

今年度においては、適用労働者の範囲の変更に係る申出がありましたので、申出内容を反映した様式を作成いたしました。また、参考として2枚目に、現行の、昨年までの様式をお示ししています。

まずは2枚目の昨年度までの参考様式をご覧ください。オモテ面の最後あたり、赤文字で示している部分、3のカッコ3、口の「選別、検数、結束又は包装の業務」及びハの「運転停止中の機械、器具その他の設備の掃除の業務」について、今回、特定最低賃金の適用対象とする、つまり除外業務からは削除する旨の申出がありましたため、今年度の設定様式については、これらを削除したものを作成しております。

今年度は、こちらの内容でご審議のほどよろしくお願いします。

【部会長】 設定様式についてご意見をお願いします。事務局から提出のあった設定様式

で確認してよろしいでしょうか。

(異議なし)

【部会長】 それでは資料ナンバー1の設定様式のとおり確認いたします。

【部会長】 会議次第4の金額審議に入ります。申出されました労側委員から基本的な意見はいかがでしょうか。

【多久和委員】 資料説明をさせてもらってよろしいでしょうか。お配りした令和7年度の労側委員としての疎明資料の説明のほうは、わたくし多久和の方からさせていただきたいと思います。

つらつらと書いてありますけれど、ポイントを絞って端的に申し上げたいと思います。

まず、電機連合の取り組みにご理解とご協力をいただいていることについて感謝申し上げたいと思います。いつもありがとうございます。

私たちは毎年、法定電機最低賃金の改定に取り組んでおります。昨年度は33道府県で改定を実現しております。特定最低賃金は、産業の基幹的労働者に適用されるものであり、賃金の下支え、人材確保、公正競争の確保など産業全体の健全な成長に資する重要な制度であるというふうな認識のうえで本会議に臨むものであります。

資料の1ポツのところ、電気産業の状況についてというところで、電機の大手、パナソニック、日立、三菱など12社の業績について記載をさせてございます。売上40兆5,689億円、前年比プラス1.2パーセント、営業利益が3兆1,533億円、プラス27.1パーセントと堅調でございました。いっぽう、2025年度の見通しでは、売り上げが11.1パーセントの減、営業利益が7パーセントの減、厳しい状況も予測をされているところであります。

国内の生産高で申し上げますと、21.8兆円と前年比で増加をしております。特に電気機械分野はプラス2.8パーセント、電子部品・デバイ

ス部品は1.1パーセントと堅調であるという状況でございます。

めくっていただきまして、賃金改善の動向というところでございますけども、2025の春闘の内容について記載しているところでございます。

今年度の賃金改善では、大手組合では定期昇給に加えて1万7千円のベースアップが実施されるというところでございます。一部の中堅、中小の会社では、それを上回る改善も見られたというところでございます。加重平均では1万2千円の改善というところでございます。

また、18歳、最低賃金の協定額でございますけども、月額でいうと20万円、昨年よりも1万6千円アップということで、時間換算すると1,294円となっており、産業として支払い能力は十分にあると考えております。

続きまして、人材確保というところの課題で、2ポツのところでございますけども、製造業の就業者数は減少傾向にございまして、25年8月の時点では1,036万人と昨年より減少しているというところでございます。特に中小企業では人材不足が深刻というところで、我々電機を含めた金属産業では雇用の人員が30パーセント以上減少している現状でございます。

島根県内では、電機産業の賃金水準が鉄鋼や自動車産業と比べて低位であるというところで、職業選択における賃金格差の是正が急務であるというふうに我々考えておるところでございます。

めくってもらって3ポツのところですけども、地域間格差と人口の流出という観点でみますと、島根県内の新卒高卒者の県外への転出率は、31.6パーセントと全国でも高い10番目の数字になっておるというところでございます。行先ということで言いますと、広島、大阪、東京など賃金水準の高い地域への流出が顕著であるというふうになっております。地域間格差の是正は、人口流出防止と労働力確保の観点からも重要であります。特に転出先として一番多い、隣の県といえる広島の賃金動向をしっかりと注視をしながら、広島に離されない、格差を縮める水準の確保が必要であるというふうに考えておるところでございます。

労働者側の要求というところで、具体的な要求で最後のところでござい

ますけども、本年度の島根県の地域別の最低賃金は、中央の目安となる63円を上回る71円で、1,033円となりました。これを踏まえまして、電機産業においてもそれを上回る水準を目指して、プラス80円、1,067円を要求するものでございます。この水準は、近隣県や県内主要産業との格差の是正、電機産業で働く基幹労働者の優位性を維持するために不可欠であると認識しております。

以上、早口で申し訳ありませんでしたけども、電機産業の持続的な発展と魅力ある産業づくりに向けて、真摯な議論をお願い申し上げまして私共の主張とさせていただきます。以上です。

【部会長】 労側から、その他の意見はございますでしょうか。

(なし)

【部会長】 つづきまして、使側委員から基本的な意見はどうでしょうか。

【森脇委員】 先ほどの提案等については、意見の中で共感するところは多々ございます。ただ、我々、今、使用者側を代表している委員は、中小企業なんですね。かつ下請構造の中の真っただ中にいるという委員が、経営者が出でております。実際には業界そのものの実態はですね、島根県の業界そのものの実態はですね、中小企業が支えているということであって、その中で労働集約的な中小企業が支えていると、かつ下請であるということがまず1点申し上げたいというふうに考えてます。

それから第2点目が、材料費とか賃金も今年の春闘以来上がってはいるんですけど、これが価格転嫁で対応できるかどうかっていうことが、下請の悩みであって、いろいろ価格転嫁が可能になるのが年月がかかるということになると、資金繰りが非常に厳しくなって、賃金が上がった分、原材料が上がった分、キャッシュフローが、キャッシュアウトが出てくる、出て行く金が多くなって入ってくる金が、売り上げが変わらなかつたら資金繰りが圧迫するっていうことになって、経営を圧迫するっていうことになると。そうす

ると、売り上げを増やすということになると、利益率が5パーセントの会社で、利益から賃金は払っていきますんで、売り上げから払っていくわけじゃないんで。利益率が仮に5パーセントだとすると、1千万円の1年間の賃上げ原資を確保するためには20倍、5パーセントの利益率だったら20倍の売る上げ増加っていうことが必要になってくるということなんですね。ということは、1千万の利益を増やそうと思ったら20倍、2千万じゃなくて2億円売り上げを増やすなきやいけない。その下請構造の中で、2億円の売り上げを増やすってことができるだろうかということが、大きなテーマになってくるという話でございます。

技術的なものとか、そういうものは各社工夫はしながらやってはいると思うんで、それなりの技術革新てのはやってると思うんですけど、それにしても、やっぱりキャッシュが不足するというのが非常に目に痛い、中小企業にとっては。そういう技術革新をしながらでも利益を拡大していくっていうことができるかどうか、というのが大きな喫緊の課題であるというふうに考えております。

業界代表して来てもらっている経営者、使用者側委員の方からそのような話を、少し搔い摘んでしていただければと。各自実情を話してもらった方がいいかなと思ってます。

あと一つ、金額の方なんんですけどね、今、県の一般的の最賃が1,033円になる、11月17日から。そうすると、いまこれが987円だから、どっちみち県最賃より下回るわけにはいかないから、これで行くと46円プラスの提案をしたいと。これでスタートしたいと思ってます。これに固執するわけではないんですけど、スタートは1,033円からという話には当然なってくる話だと思ってますんで。実行日が11月17日よりはずれる話にはなると思うんで、もし妥結すれば。妥結しなかったら別にいいんですけど、妥結すれば11月17日以降になるんで、18日以降になる可能性が高いんで。だからそういう面では1,033円より下回るっていうのはあり得ない、こちらの個人的な感想なんんですけどね。まあ下回ってもいいですけどそういうわけにはいかないと思うんで。そういう話にはなってくるということです。以上です。

【内田委員】 最近の状況をお話したいと思います。

まず、2025年の会計年度の動きですが、弊社のお客様というとだいたい産業機械、例えば厨房で使ういろんな温度を制御するものであったり、また、最近やや活気があるのがホテル関係の、ホテルに入るとだいたい Wi-Fi が繋がってというような、裏側で制御するような関係ですね。あとは農業関係のビニールハウス用のコントローラーと、一般消費者ではなくて産業用途の電子制御装置を製造販売しております。

そういう中で昨対で見ますと、最悪2割ぐらい売り上げが落ちるというような状況です。その理由はですね、コロナで非常に電子部品が手に入らないという時期がありました。最長24か月とかひどいものは36か月待ってくれというのがあって、それが今は解消はしてるんですが、その時のパニック発注、我々が納める先も、またその先の納品先があつて欠品しちゃいけないということで、多いお客様はですね、年間使用量の倍ぐらいを安心材料というような形で、それもいつ入ってくるかわからんからとりあえず頼むわという形でご注文をいただいて、それが順次入ってきて。ですから一昨年、昨年はパニック発注の消化ということで我々ちょっと忙しくさせていただいなんですが、パニック発注分が全部製造して納品が終わると、お客様は在庫という形でそれを抱えていらっしゃるということで、「次ご発注はいつですか」というと、「半年、1年ちょっと待ってくれ」みたいなひどい話がありまして、まあそういったことで2割減ぐらい、もうちょっと最悪のケースを見込んで運営しているところです。

いっぽう、4月には4.5パーセントぐらいの給与の見直しを、プラス方向をさせていただいている中で売り上げ減というところ。それと今、やはり原材料、簡単に言うと電子部品、それと一部そういった板金でケースを作るといった金属部品等ですね。だいたい15パーセントぐらい、一昨年対比で15パーセントぐらい上がってきております。

これが最近は、昔は2~3年に一度、価格改定が来てたのが、ひどいになると、もう1年に2度ぐらい価格改定が入ってくるということで、弊社の方もお客様にはそういった人件費分、また原材料費のアップ分ということで

お願ひはして、ほとんどのんでいただいてます。ただ、のんでいただいた先からまた原材料が上がってくるというところで、非常に手元にキャッシュといいますか、そういったところはかつかつでやらざるを得ないような状況があります。

それと、最近弊社でいう仕入れ側、部材調達の方は、国内の一部メーカーは、例えば今ですと「来年1月発注分からこの価格です。」というような良心的なサプライヤーもあるんですが、海外メーカーですと、すでに発注しているものについても納品分、「11月納品分からこうなります。以上終わり。」みたいな感じのサプライヤーが結構最近多くてですね。ところが、我々のお客様についてはですね、まず営業が一生懸命価格交渉して、4月ごろから一生懸命やって、じゃあ10月からご発注分については新しい価格でと。じゃあ実際それを作つて収めるのはいつかというと、最近4か月6か月の納期をいただいてますので、実際新単価が反映されるのは下手すると6か月先からということで、やはりそこに仕入れと売り上げとの時間差があつて、非常に厳しい状況の中で、現在、仕事をやつているという状況です。

そういった中で、採用面ですね、これも先ほど労側の資料にあったように18歳の方でも20万円というような金額ですね。特に就職のイベントとかいろんなところで情報収集するなかで、やはり採用側はかなり賃金が高くて。高校生も2万ぐらい月給が違うと地元に残りたくても、やはり若いころは羽を伸ばしたいというような気持ちもくすぶられるんじやないかというような賃金差がありますので。そこは何とか頑張つて、若い人が希望をもつて働くような環境を作つていきたいと思っておりますが、ただ、あまりにも急激なアップというのは、先ほどの経営環境の中ではかなり厳しい部分もありますので、これから協議の中で、いい着地点を目指して協議をさせていただきたいと思います。以上です。

【尾添委員】 一次下請、二次下請、三次下請とあると思うんですけど、やっぱり二次三次と行きますと非常に厳しいというのが現実的なところです。

価格転嫁というふうに言われまして、親会社の方に要求はするんですけども、「はい、そうですか。」ですぐというわけにはなかなかいかなくて、ほ

かにもタイムラグがあるっていうのがあって。そうすると、やっぱり自社でどうやって努力するかっていうことになると、生産性向上ということになるんですけども、やはり電子部品ですね、デバイス、業界の性質だと思うんですけども、全体で考えないとなかなか難しいとは思うんですけど、やっぱり二次三次に行くにしたがって少量多品種っていうか、どうしても手作業にならざるを得ないと。機械化がなかなかこう費用対効果が合わないので、どうしても手になってしまふと生産性向上って言われても、やっぱり人間の生産性向上となるとどうしても限界がありまして、なかなかうまくいかない。結局価格転嫁しかないねって言うけどやっぱり時間かかるし、そう簡単にはなかなかやっていただけないというのがあって。単独ではなかなか考えにくいところがあるんですけども、どうしてもやっぱり親会社の協力がないと絶対無理でして。

そんな中で生産性向上の助成金とかも確かに、たくさん出てるんですけども、なかなか使える助成金が、設備投資プラス賃金アップというのがだいたいどこを見てもあるんですが、設備投資、実際できないわけですね。というのがあって非常に、そういうふうにあるんですけど、国のそういう取り組みとかいろんな制度あるんですけど、実際は使えないというのが現状です。

といいながら、先ほどもありましたけど採用面を考えると、上げないとなかなか人も集まらないというそこのジレンマといいますか、がありまして。上げないといけないことは間違いないです。これは。どうしても人が集まらない限りは、どうしても人手に頼る産業ですと、人がいないとどっちみちアウトですので。そのところを、やっぱりこうそこの折り合いをどうやってつけるかっていうところが課題ではないかと思います。以上です。

【部会長】 それぞれ意見を聞かれて、この場でお話されることはありますか。

【森脇委員】 今申し上げたとおりで、中小企業のかつ下請会社っていうのは、非常にこういう現状であるっていうことだけは理解しておいていただきたいというふうに思ってます。

ただ、人手不足という面での共通項とか様々な共通項あるんで、それなり

のことはやっていきたいとは思ってますけど、いろいろ協議をしながら積み上げていきたいというふうに思ってます。

公労・公使の個別の折衝をお願いしたいと思ってます。

【部会長】 それでは、この後は労使別室に分かれて、それぞれ個別にお話をさせていただくこといたしますが、金額提示があつてまして、もう一回確認しますけども、労側からは80円アップの1,067円、使側からは46円アップの1,033円という金額提示があつてることをスタートにして、公労、公使会議に移りたいと思います。

したがいまして、当部会はいったん休会とします。

(休会)

(再開)

【部会長】 それでは、会議を再開いたします。

審議も尽くされたようですので、専門部会としての結論を出したいと思います。

71円引上げということで、労側、使側ともご異議ありませんでしょうか。

(異議なし)

【部会長】 公益の委員の皆様もよろしいでしょうか。

(異議なし)

【部会長】 発効日については、法定どおりということで、よろしいでしょうか。

(異議なし)

【部会長】 それでは、合意に達しましたので、本専門部会として、全会一致で71円引

上げという結論で決議されました。

結審しましたので、その結果を本審議会に報告するために、専門部会報告書を作成します。

また、第444回本審議会において、最低賃金審議会令第6条第5項を適用することが議決されていますので、「専門部会の決議をもって本審議会の決議とする」ことになります。

よって、結審した内容で答申しますので、併せて、答申文を作成します。

(専門部会報告書（案）及び答申文（案）作成)

【部会長】 事務局から専門部会報告書（案）及び答申文（案）を配付していただきました。

それぞれお目通しいただきまして、何かご質問ございませんでしょうか。

昨年の金額が987円、今年の引上げ額が71円、したがいまして、1時間1,058円というのが出来上がりの金額となります。

ご質問等いかがですか。

(なし)

【部会長】 それでは最初に専門部会報告書（案）について決議します。

専門部会報告書（案）にご異議はありませんでしょうか。

(異議なし)

【部会長】 専門部会報告書については、案のとおり全会一致で決議されました。

それでは、専門部会報告書の「案」の文字を消してください。

続いて答申文（案）について決議します。

答申文（案）に、ご異議はありませんでしょうか。

(異議なし)

【部会長】 ご異議がないようですので、答申文については、案のとおり全会一致で決議されました。

答申文の「案」の文字を消してください。

それでは、答申します。

(部会長から基準部長に答申文を手交)

【基準部長】 労働基準部長の河野でございます。本来であれば局長の岩見がご挨拶させていただきますところ、私が代わりにご挨拶をさせていただこうと思います。

ただいま小田川部会長から、専門部会で慎重に金額審議を重ねた結果、全会一致での結論に達し、プラス71円の改定との答申を賜りました。

今年度も物価や原材料費の高騰等取り巻く情勢は厳しく、難しい審議であったかと思いますが、労働者側代表委員並びに使用者側代表委員の皆様方がそれぞれの立場に立ちまして、労使協調して島根県の将来を考え、この島根県にふさわしい特定最低賃金となるようお互い歩み寄りを見せていただきました。そのご努力に深く感謝申し上げます。

また、労使の間に入り、公労、公使協議を重ねて、この着地点に粘り強く導いてくださいました公益委員の皆様方にも、そのご尽力に対しまして深く感謝の気持ちを表する次第でございます。

本日は全会一致でのご答申をいただき、誠にありがとうございました。

【部会長】 それでは、会議次第5、その他ですが、委員の皆様、何かございますか。

【森脇委員】 発効日と、それから・・・

【部会長】 発効日についてはこれから。

室長、発効日の件の説明をお願いします。

【室長】 それでは、ただ今、答申をいただきましたので、今後の事務手続きについて

説明させていただきます。

先ほど、答申をいただきました島根地方最低賃金審議会の意見を、本日公示します。

審議会の意見について、関係労使からの異議の申出を、文書で10月30日木曜日までに提出していただくよう求めることいたします。

異議の申出がありましたら、本審を開催して、ご審議していただく手続きをとります。

また、異議の申出がない場合は、官報公示等発効手続きを事務局において行って、先ほど法定どおりということでございましたので、最短で令和7年12月14日日曜日に効力発生予定となりますのでよろしくお願ひします。以上です。

【部会長】 続いてご質問等ござりますか。

(なし)

【部会長】 本専門部会の任務は終了しました。9月5日開催の第444回本審において決定していますとおり、審議会令第6条第7項により、当専門部会は廃止します。ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして閉会します。お疲れさまでした。